

「あいち地球温暖化防止戦略 2030（仮称）」（案）について

地球温暖化対策を取り巻く国内外の動向

【国際社会の動向】

- 2015年12月、COP21において「パリ協定」が採択（2016年11月に発効）
 - ・「京都議定書」後の、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み

【国内の動向】

- 2015年11月、政府初となる「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定
- 2016年5月、「地球温暖化対策計画」が閣議決定
 - ・削減目標「2030年度に2013年度比で26.0%減」の達成に向けた総合的な計画

本県の温室効果ガス排出削減の取組と現況

○2012年2月、「あいち地球温暖化防止戦略2020」を策定

- ・温室効果ガス削減目標「2020年度に1990年度比で15%減」の達成に向け施策を実施
- ・住宅用太陽光発電施設の設置基数や次世代自動車の普及台数が日本一となるなどの成果

○県内の温室効果ガス排出量（2013年度実績）

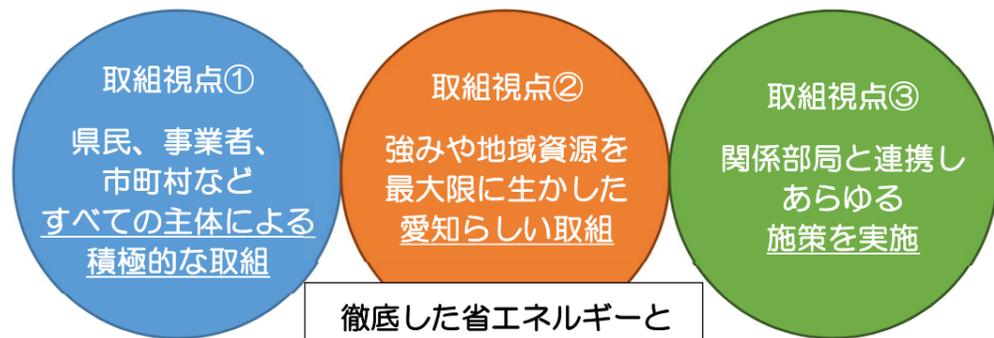
部門	産業	業務	家庭	運輸	その他	総排出量
1990年度比	-1.8%	+44.8%	+39.7%	+1.1%	+9.1%	+8.7%

1990年度比の総排出量は8.7%増加。部門別では業務及び家庭部門が大きく増加。

新たな戦略の必要性

- 国内外において進展している「中長期の地球温暖化対策」に係る動向を踏まえ、本県における2030年度までの削減目標や施策の方向性等について取りまとめる。
- 本県において増加の著しい家庭部門及び業務部門を中心に一層の温室効果ガスの排出削減が必要であることから、これまで以上の削減対策を講じる。
- 気候変動の影響への「適応」についての対応をとりまとめる。

温室効果ガス排出量の削減目標と取組の視点



徹底した省エネルギーと創エネルギーの導入拡大の推進

2030年度の温室効果ガス総排出量
2013年度比で26%削減

2030年度の部門別の温室効果ガス削減率（2013年度比）

部門	産業	業務	家庭	運輸	その他	総排出量*
削減率	-13.5%	-49.5%	-47.1%	-28.9%	-23.0%	-26.0%

※吸収源対策を含む

気候変動の影響への適応策

- 「緩和策」により地球温暖化の進行抑制に最大限取り組んだ上で、それでも避けられない影響に対しては、「適応策」により適切に対処するよう取組を推進

戦略の推進

- 県民・事業者・市町村等の各主体との連携・協働を強めながら積極的な取組を推進
- 実効性のあるPDCAサイクルによる適切な進行管理

温室効果ガスの排出削減取組（緩和策）

愛知らしさを生かした施策の方向性	目指す社会像
<p>低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■本県の強みである県民の高い環境意識の一層の高揚を図るため、新たな県民運動の展開による取組機運の醸成と実践行動の促進 <p>家庭のエネルギー消費を削減する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■関係団体等との協力・連携による省エネ型家電製品への買い替えの促進 <p>環境に配慮した住宅を普及する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■普及基数全国一の住宅用太陽光発電施設と、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）や蓄電池との連携による「スマートハウス」の普及拡大 	健康で豊かな低炭素型の生活環境
<p>低炭素型事業活動を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■先進的に環境対策に取り組む企業が多く立地する強みを生かし、本県独自の「地球温暖化対策計画書制度」の充実等による、事業者の自主的削減取組の促進 ■中小企業の取組に対する総合的な支援 <p>低炭素型の技術・製品・サービスの供給を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■産業・技術・知的資源が厚く集積する強みを生かし、共同研究や事業化支援などによる、社会の低炭素化に資する産業の振興 <p>行政による率先取組を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■県有施設へのLED照明導入など、県による省エネ・再エネ設備の率先導入 	環境と経済が調和した活力ある産業社会
<p>自動車使用に伴う環境負荷を低減する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■充電インフラや水素ステーションの設置基数が全国トップクラスである強みを生かし、全国一の普及台数を誇る、EV・PHV・FCVなど次世代自動車の一層の普及拡大 	環境配慮と利便性が両立した交通体系
<p>未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物・バイオマスなどの未利用資源を活用した地域循環圏の形成 <p>水素社会の実現に向けた取組を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ■モノづくりの中心地である強みを生かし、大学や企業との連携によって再生可能エネルギーを活用して水素を製造する「低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大 	多様なエネルギー源による安全で安定したエネルギー社会

本県における現在の地球温暖化対策について

〈本県の地球温暖化対策の推進〉

あいち地球温暖化防止戦略 2020

- ・地球温暖化の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの総排出量の削減目標を定め、県民及び事業者が取り組むべき施策を推進

県民の生活環境の保全等に関する条例

- ・温室効果ガスの排出抑制を生活環境の保全と捉え、工場・事業場に対する地球温暖化対策計画書制度や自動車走行量の抑制等を規定

〈県民の生活環境の保全等に関する条例（地球温暖化の防止に関連する規定（概要））〉

【地球温暖化の防止に係る規定】

■ 地球温暖化の防止に関する計画（第 72 条）

- ・知事は、地球温暖化の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画を定める。また、計画に温室効果ガスの削減目標についても定める。
- ・事業者及び県民は、事業活動及び日常生活において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効活用、建築物等の緑化等の地球温暖化の防止に取り組む。

■ 地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書の作成等（第 73 条～第 74 条）

- ・温室効果ガス総排出量が一定以上の者〔地球温暖化対策事業者〕は、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画書を作成し、原則 3 年ごとに知事に提出しなければならない。
- ・地球温暖化対策事業者は、毎年度、計画書に基づく温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況書を作成し、知事に提出しなければならない。
- ・地球温暖化対策事業者は、計画書の内容を公表するように努める。

■ 地球温暖化対策計画書等の提出に係る勧告（第 75 条）

- ・知事は、計画書及び実施状況書を提出しない事業者に対し、勧告することができる。

〈条例に位置付けた背景〉

国は、京都議定書の目標達成のため、国民の総力を挙げて地球温暖化対策を実施するよう、省エネ法や温暖化対策推進法の改正を行った。それを受け、本県では、平成 15 年度、公害防止条例から県民の生活環境の保全等に関する条例に全面改正する際に、『地球温暖化の防止』に係る規定を盛り込んだ。その内容は、地方公共団体実行計画の策定と、本県の産業構造の特性から相当程度大きい排出事業者を対象に、地球温暖化対策計画書の提出を義務づけたものである。

【建築物対策（省エネ、居住環境の向上）に係る規定】

■ 建築物環境配慮指針の策定等（第 75 条の 2）

- ・知事は、建築物の新築、増築又は改築をしようとする者が配慮すべき事項及びその措置の評価方法に関する指針を定める。
- ・建築物の新築等をしようとする者は、環境への負荷の低減を図るよう努める。

■ 特定建築物環境配慮計画書の作成等（第 75 条の 3）

- ・一定の規模を超える建築物〔特定建築物〕の新築等をしようとする者〔特定建築主〕は、特定建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

■ 特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等（第 75 条の 4～第 75 条の 7）

- ・知事は、特定建築物の新築等の工事が完了するまでの間に、計画書の内容に変更をしようとするときは、その旨を知事に届けなければならない。（軽微な変更は除く。） 等

【自動車対策（NOx・PM、省エネ）に係る規定】

■ 自動車の走行量の抑制等（第 76 条）

- ・自動車を使用する者は、自動車の効率的な利用、公共交通機関の利用により走行量抑制に努める。
- ・適正な運転と必要な整備を行い、排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努める。

■ 自動車の駐停車時の原動機の停止義務等（第 77 条）

- ・自動車を運転する者は、自動車を駐停車するときは、原動機を停止しなければならない。
- ・従業員に自動車を運転させる事業者は、従業員に対し、駐停車時の原動機の停止を指導しなければならない。

■ 駐車場設置者等の周知義務（第 78 条）

- ・一定規模以上の駐車場を設置し、又は管理する者は、駐車場内の原動機を停止するよう周知しなければならない。

■ 低公害車の購入等（第 79 条）

- ・自動車を購入し、使用する者は、排出ガスが発生しないか、その量が相当程度少ない自動車又は、排出ガスがより少ない自動車を購入し、使用するよう努める。

■ 低公害車の導入義務等（第 80 条）

- ・事業用の自動車の台数が一定の台数以上である事業者は、一定割合以上の低公害車を導入するとともに、毎年度その状況について知事へ届け出なければならない。また、知事は、届出があったときは、低公害車導入割合等を公表するものとする。

■ 自動車販売業者による環境情報の説明義務等（第 81 条～第 82 条）

- ・新車を販売する事業者は、新車の環境情報を記載した書面を事業所に置くこと、購入者に対し、環境情報が記載された書面を交付し、説明しなければならない。 等

【廃棄物等対策（資源循環、3R）に係る規定】

■ 環境物品等の調達の推進（第 88 条）

- ・知事は、毎年度、県が行う物品と役務の調達に関し、予算及び事務事業を勘案して、環境物品の調達の推進方針を作成する。

■ 事業活動及び日常生活における廃棄物の発生抑制等（第 89 条～第 90 条）

- ・事業者は、原材料等の廃棄物等を抑制し、その原材料が循環資源となった場合に、自ら適正に循環的な利用を行い、利用されない場合には自らの責任において処分するよう努める。
- ・事業者は、再生品を使用し、循環型社会の形成に自ら努め、県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するよう努める。
- ・県民は、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力し、廃棄物等となることを抑制し、循環的な利用の促進に努める。

他県の状況について

	都道府県名	条例名	制定日	実行計画名	策定年月
①	北海道	地球温暖化防止対策条例	平成21年3月	北海道地球温暖化対策推進計画	平成26年12月
②	秋田県	地球温暖化対策推進条例	平成23年3月	第2次秋田県地球温暖化対策推進計画	平成29年3月
③	茨城県	地球環境保全行動条例	平成7年10月	茨城県地球温暖化対策実行計画	平成29年3月
④	群馬県	地球温暖化防止条例	平成22年4月	群馬県地球温暖化対策実行計画	平成27年3月
⑤	埼玉県	地球温暖化対策推進条例	平成21年3月	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050	平成27年3月
⑥	神奈川県	地球温暖化対策推進条例	平成21年7月	神奈川県地球温暖化対策計画	平成28年10月
⑦	山梨県	地球温暖化対策条例	平成21年3月	山梨県地球温暖化対策実行計画	平成29年3月
⑧	長野県	地球温暖化対策条例	平成19年2月	長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～	平成25年2月
⑨	岐阜県	地球温暖化防止基本条例	平成21年4月	岐阜県温暖化防止実行計画	平成23年6月 (平成28年3月見直し、 29年5月一部改訂)
⑩	静岡県	地球温暖化防止条例	平成19年7月	ふじのくに地球温暖化対策実行計画	平成27年3月
⑪	三重県	地球温暖化対策推進条例	平成26年4月	三重県地球温暖化対策実行計画	平成24年3月
⑫	滋賀県	低炭素社会づくりの推進に関する条例	平成26年4月	滋賀県低炭素社会づくり推進計画	平成29年3月
⑬	京都府	地球温暖化対策条例	平成18年4月	京都府地球温暖化対策推進計画	平成23年7月
⑭	大阪府	温暖化の防止等に関する条例	平成18年4月	大阪府地球温暖化対策実行計画	平成27年3月
⑮	和歌山県	地球温暖化対策条例	平成19年3月	第4次和歌山県環境基本実行計画	平成28年4月
⑯	鳥取県	地球温暖化対策条例	平成21年6月	とっとり環境イニシアティブプラン	平成28年3月
⑰	徳島県	脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条	平成29年1月	徳島県地球温暖化対策推進計画	平成23年8月 (平成28年12月 追加目標設定)
⑱	熊本県	地球温暖化の防止に関する条例	平成22年4月	熊本県環境基本計画	平成28年2月
⑲	鹿児島県	地球温暖化対策推進条例	平成22年4月	鹿児島県地球温暖化対策実行計画	平成23年3月

検討スケジュール（案）

日 程	環境審議会	総合政策部会
平成 30 年 1 月 22 日（月）	【諮問】	
1 月下旬 又は 2 月初旬		第 1 回（議論のポイント、 制度の検討、意見聴取）
2 月下旬		第 2 回（意見反映）
3 月中旬		第 3 回（パブコメ前）
3 月中旬～ 4 月中旬	パブリックコメント	
4 月下旬		第 4 回（パブコメ反映）
5 月中旬	【答申】	